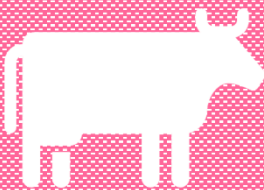


みどりの
食料シス
テム戦略

環境負荷低減の クロスコンプライアンス チェックシート解説書



— 畜産経営体編 —

Ver.1.1



MAFF
農林水産省

【 2024.3.12 作成 】

解説書の最新版は、
こちらを
ご確認ください。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanryo/seisaku/midori/kurokon.html>

目次

	ページ
みどりの食料システムとは	2
環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは	3
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）	4
ここをチェック！	
（１）適正な施肥	5
①肥料の適正な保管（※飼料生産を行う場合）	
②肥料の使用状況等の記録・保存に努める（※飼料生産を行う場合）	
（２）適正な防除	6
③病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備の検討（※飼料生産を行う場合）	
④農薬の適正な使用・保管（※飼料生産を行う場合）	
⑤農薬の使用状況等の記録・保存（※飼料生産を行う場合）	
（３）エネルギーの節減	7
⑥畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
（４）悪臭及び害虫の発生防止	8
⑦悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
⑧家畜排せつ物の管理基準の遵守（※飼養頭数が一定規模以上の場合）	
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	9
⑨プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
（６）生物多様性への悪影響の防止	9
⑩排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守（※特定事業場である場合）	
（７）環境関係法令の遵守等	10
⑪みどりの食料システム戦略の理解	
⑫関係法令の遵守	
⑬GAP・HACCPについて可能な取組から実践	
⑭アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	
⑮農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	
⑯正しい知識に基づく作業安全に努める	
〔参考〕農林水産業・食品産業等に関する主な環境関連法令 ※(7)⑫関連	12

みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。
みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、
すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で
環境負荷の低減に取り組むことが重要です。
そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、
国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。



調達

- 環境負荷低減に資する
新たな技術や品種の研究開発
- 家畜排せつ物や食品残さ等の
地域の未利用資源の活用
- 廃熱等の地域エネルギーの活用 など

生産

- 堆肥を用いた土づくり
- 化学肥料・化学農薬の使用低減
- 秋耕や中干し延長など水田メタン削減
- 施設園芸の省エネルギー化
- バイオ炭の施用
- 生分解性マルチの導入 など

環境負荷低減に向けた
取組のポイント

消費

環境負荷低減の努力を
消費者の選択につなげるため
温室効果ガス削減の効果を
「見える化」してみませんか？



加工流通

- 環境にやさしい農林水産物を用いた
新たな商品の開発・需要の開拓
- 環境にやさしい農林水産物の
流通コスト削減に向けた流通の合理化
など

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の各種補助事業等において

持続可能な食料システムの構築に向けた

環境にやさしい農林漁業のために

必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された

農林漁業に由来する環境負荷に

総合的に配慮するための基本的な取組

✓ 適正な施肥



✓ 適正な防除



✓ エネルギーの節減



✓ 悪臭・害虫の発生防止



✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分



✓ 生物多様性への悪影響の防止



✓ 環境関係法令の遵守



環境負荷低減のクロスコンプライアンスの

 ☑チェックシートで、

環境にやさしい取組をはじめましょう！

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	☐
☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管	☐
☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない ☐ ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	関係法令の遵守	☐
☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の「申請時」・「報告時」のチェックは不要です。

※上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合がありますため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(1) 適正な施肥



取組のポイント

-  必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出を削減するとともに、施肥のコスト削減にもつながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



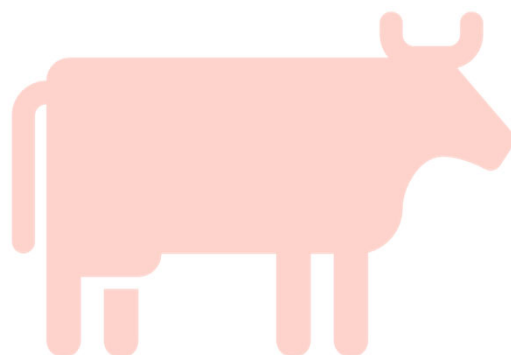
①肥料の適正な保管 **※飼料生産を行う場合**

- ・肥料を直射日光や雨のあたらない場所に保管する。
- ・保管場所を定期的に清掃する。
- ・肥料を地面に直置きしない。
- ・肥料袋に傷みがないか確認する。



②肥料の使用状況等の記録・保存に努める **※飼料生産を行う場合**

- ・肥料の使用状況を記録し、保存するように努める。
- ・記録の担当者・責任者を決めるように努める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(2) 適正な防除



取組のポイント

- ☞ 病害虫・雑草が発生しにくい環境を整えましょう。防除の必要性や方法をよく考え、農薬を使用する場合は、ラベルの表示に従って正しく使いましょう。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



③病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備の検討

※飼料生産を行う場合

- ・病害虫の発生源となる雑草、作物残さ等の除去を検討する。
- ・土壌の排水性の改善や適正な栽培密度の管理を検討する。
- ・健全な種子の使用を検討する。



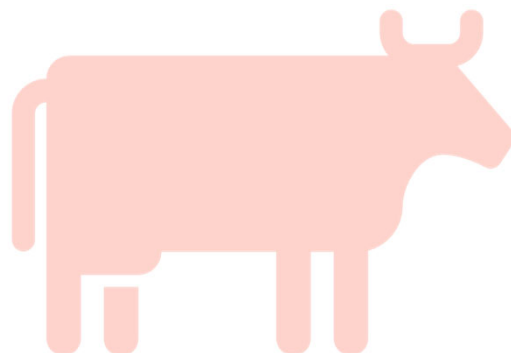
④農薬の適正な使用・保管 ※飼料生産を行う場合

- ・ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項等を確認する。
- ・ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。
- ・飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努め、周りに影響が少ない天候や時間帯を選択して散布を行う。
- ・器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄する。
- ・鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。
- ・化学農薬を使用しない（有機農業等を実施している場合）



⑤農薬の使用状況等の記録・保存 ※飼料生産を行う場合

- ・農薬の使用状況を記録し、保存する。
- ・記録の担当者・責任者を決める。
- ・化学農薬を使用しない（有機農業等を実施している場合）





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(3) エネルギーの節減



取組のポイント



必要な時期に、必要な量だけ電気・燃料を使用することで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。

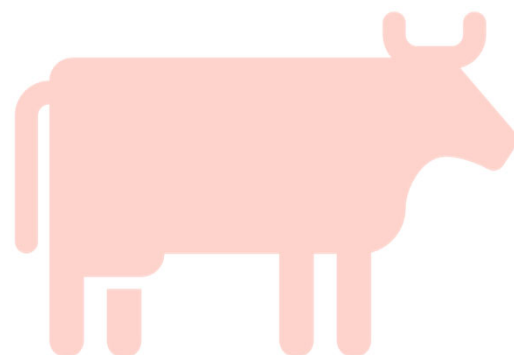
〈判断基準となる取組内容〉

チェック!



⑥畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

- ・農場内で使用しているエネルギー（電気、燃料等）について、伝票の保存等に努める。
- ・農場内で使用しているエネルギー（電気、燃料等）について、帳簿への記載により、使用量・使用料金の記録に努めている。
- ・不要な照明はこまめに消灯する。
- ・必要以上の加温、保温を行わない等、適切な温度管理を行う。
- ・アイドリングストップ等を行い、効率的な機械の運転を行う。
- ・機械・器具を定期的にメンテナンスし、燃料効率を維持する。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

取組のポイント

-  臭いや害虫の発生源の管理に適切に努めることで、周辺住民等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。
-  自らの飼養頭数が、家畜排せつ物の管理基準の適用対象となるか、確認を行いましょう。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック!



⑦悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

- ・畜舎への敷料の敷き込みを行うなど、臭気の発生防止に努める。
- ・餌の腐敗や飲水が床にこぼれたままにならないよう管理に努める。
- ・糞尿の速やかな除去や乾燥によりハエなどが発生しないよう努める。



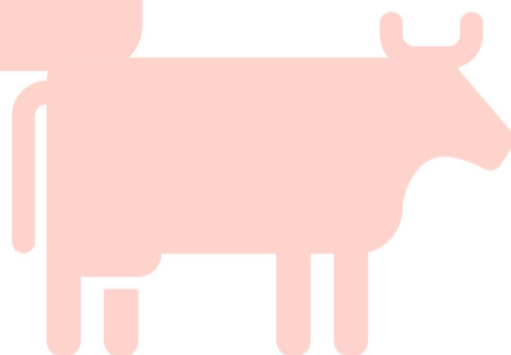
⑧家畜排せつ物の管理基準の遵守 **※飼養頭数が一定規模以上の場合**

- ・以下の全ての取組を実践できるよう内容を認識している。
 - 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
 - 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。
 - 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
 - 管理施設を定期的に点検すること。（一般的には年1回程度）
 - 管理施設の床、側壁等に破損があるときは遅滞なく修繕を行うこと。
 - 送風装置や攪拌装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。
 - 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法等について記録すること。
- ・家畜排せつ物の野積み・素掘りをしない。
- ・家畜排せつ物の発生量・処理の方法を記録する。

注目！

家畜排せつ物の管理基準の適用対象

- ・牛又は馬 10頭以上
- ・豚 100頭以上
- ・鶏 2,000羽以上





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分



取組のポイント

- 👉 廃プラスチックや作物残さ等の廃棄物の発生抑制、再生利用による資源の有効活用により、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック!

☐ ⑨ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

- ・ 農業生産活動に伴い発生する廃棄物については産業廃棄物として適正に処分する。
- ・ 使用済みプラスチック類のリサイクル率を高めるために分別と異物除去に努める。
- ・ ダンボール等古紙の再生利用、金属廃棄物の回収業の利用等を検討する。

(6) 生物多様性への悪影響の防止



取組のポイント

- 👉 特定事業場では水質汚濁防止法の遵守が求められますので、確認しましょう。
- 👉 汚水流出を防ぐことで、周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック!

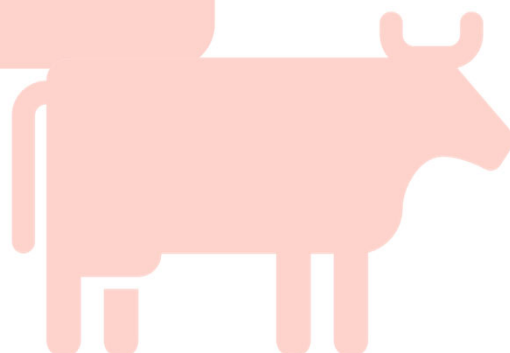
☐ ⑩ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合

- ・ 以下の全ての取組を実践できるよう内容を認識している。
 - 牛・豚・馬を一定規模以上で飼養（特定事業場に該当）する際の届出
 - 特定事業場の届出内容に変更があった場合の変更届
 - 排出水の水質規制基準等の遵守
 - 年に1回以上の排出水の測定と結果の記録、その3年間の保存

注目！

法の適用対象となる事業場（特定事業場）

- ・ 総面積50㎡以上の豚房
- ・ 総面積200㎡以上の牛房
- ・ 総面積500㎡以上の馬房





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(7) 環境関係法令の遵守等(その1)



取組のポイント

- 👉 みどり戦略を通して環境負荷低減に関連する基本的な取組や、自らの営農に関連のある環境関連法令を確認しましょう。
- 👉 GAPやHACCP、アニマルウェルフェアの取組内容を知り、作業等の改善に取り組みましょう。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック!



⑪みどりの食料システム戦略の理解

- ・みどりの食料システム法の基本方針に示された、農林漁業に由来する総合的に配慮するための基本的な取組を理解する。
- ・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－畜産経営体編－」に記載されているチェックの判断基準となる取組内容を理解する。



⑫関係法令の遵守

- ・自らの経営に関連する環境関係法令を遵守する。
- ・動物用医薬品等の使用に関連する関係法令を遵守する（抗菌性物質の慎重使用を含む）。



⑬GAP・HACCPについて可能な取組から実践

- ・【GAP】認証GAPの取組内容を見て、いずれかに取り組むことを検討する。
- ・【HACCP】以下の取組について、いずれかに取り組むことを検討する。
 - 衛生管理方針・衛生管理目標を設定する。
 - 農場指導員や認証機関の指導を受ける。
 - 経営者又はHACCPチーム責任者等が農場指導員養成研修会を受講する。



⑭アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している

- ・農林水産省が公表している「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」を読み理解する。
(アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針：農林水産省 (maff.go.jp))
<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>



注目！

- ・GAPの農場用の管理点などはこちら。
https://jgap.jp/uploads/media/tO_nI7gVAA
- ・アニマルウェルフェアはこちら。
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(7) 環境関係法令の遵守等(その2)

取組のポイント

-  作業手順の確認や日ごと危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

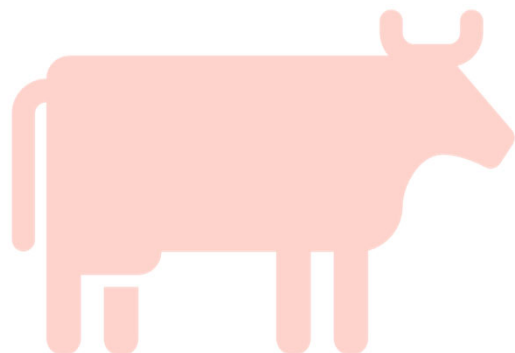
チェック！

☐ ⑮農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める

- ・ 農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施に努める。
- ・ 機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努める。

☐ ⑯正しい知識に基づく作業安全に努める

- ・ 「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努める。
- ・ 正しい知識に基づく作業方法の改善や機械器具の操作に努める。



〔参考〕農林水産業・食品産業等に関する 主な環境関連法令 ※(7)⑫関連

注：各事業ごとに、遵守すべき法令は異なることから、各事業の要綱・要領、仕様書などをご確認ください。

（１）適正な施肥

- ・ 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
- ・ 土壌汚染対策法 (平成14年法律第 53号)

（２）適正な防除

- ・ 農薬取締法 (昭和23年法律第 82号)
- ・ 植物防疫法 (昭和25年法律第151号)
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)

（３）エネルギーの節減

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第 49号)

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号)
- ・ 悪臭防止法 (昭和46年法律第 91号)
- ・ 森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第 53号)

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

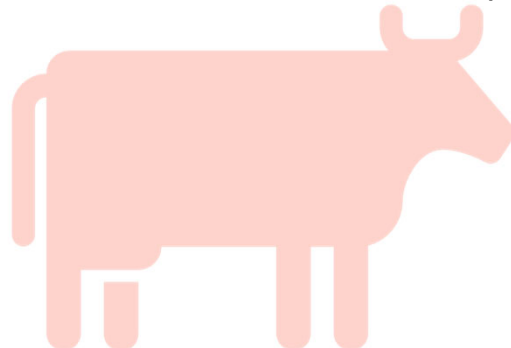
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第112号)
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和 3 年法律第 60号)

（６）生物多様性への悪影響の防止

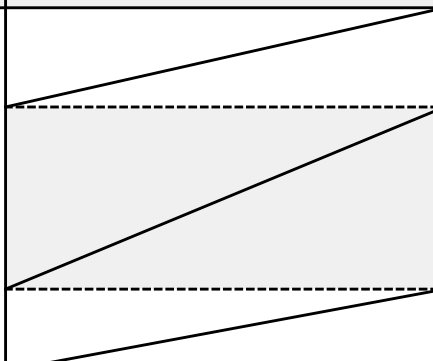
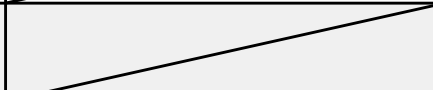
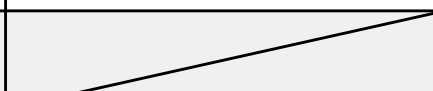
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第 97号)
- ・ 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ・ 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第 61号)
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第 88号)
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第 48号)
- ・ 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ・ 持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第 51号)

（７）環境関係法令の遵守等

- ・ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4 年法律第 37号)
- ・ 労働安全衛生法 (昭和47年法律第 57号)
- ・ 環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81号)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第 56号)
- ・ 土地改良法 (昭和24年法律第195号)
- ・ 森林法 (昭和26年法律第249号)
- ・ 漁業法 (昭和24年法律第267号)



「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI			2030年 目標		2050年 目標					
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)					
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等 技術の確立	既に実用化されている化石燃料 使用量削減に資する電動草刈機、 自動操舵システムの普及率:50%	2040年 技術確立						
			高性能林業機械の電化等に係る TRL TRL 6:使用環境に応じた条件 での技術実証 TRL 7:実運転条件下での プロトタイプ実証							
			小型沿岸漁船による試験操業を実施							
③	化石燃料を使用しない園芸施設への 移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合:50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行						
④	我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。						
環境保全	⑤	化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)					
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン(30%低減)					
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha(25%)					
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン(50%削減)							
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、 労働生産性を向上	6,694千円/人(30%向上)							
	⑩	飲食料品卸売業の売上高に占める 経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める 経費の割合:10%							
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮 した輸入原材料調達の実現	100%							
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が 占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による 炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合:30%		90%					
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度 (444万トン)まで回復	444万トン							
	⑭	ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖に おける人工種苗比率	13%				100%			
		養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	64%				100%			

